

北九州地域木質バイオマス利用推進組合格約

(名称)

第1条 本組合は、北九州地域木質バイオマス利用推進組合（以下、「組合」という。）と称する。

(目的)

第2条 組合は、北九州地域における、木質バイオマスの適正な取り扱いが可能な林業事業者の育成及び林地残材等の有効活用による木質バイオマスの利用促進を目的とする。

(事業)

第3条 組合は、次に掲げる事項について活動を行うこととする。

- (1) 木質バイオマスの証明に係る分別、管理徹底のための勉強会
- (2) 素材生産活動の推進、組合員の経営力強化を図るための情報共有および勉強会
- (3) 必要に応じて、持続可能な森林経営や地域の素材生産機能の向上を図るための施策等への提言活動
- (4) その他木質バイオマスの利用推進上必要と認められる事項

(組合員)

第4条 組合員は、北九州地域木質バイオマス利用推進会で認定された認定事業者、及び第6条で承認されたものをもって組織する。

(組合費)

第5条 組合員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 年会費 3,000 円

(加入)

第6条 組合に加入しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、組合の承認を得るものとする。

2 組合員は、第2条の目的を遵守、推進する者で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

(脱退)

第7条 組合員は、退会届を事務局に提出し、任意に脱退することができる。

2 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、脱退したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 年会費を納入しないとき

(組合員資格の抹消)

第8条 組合員が次の各号に該当することになった場合は、組合の議決を経て登録を抹消することができる。

- (1) 組合員との連絡が取れなくなった場合。
- (2) 組合員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(役員)

第9条 組合に次の役員を置く。

- (1) 組合長
- (2) 副組合長
- (3) 事務局長
- (4) 監査

2 第1項に定める役員は、組合員の互選により選出する。

3 組合長は、組合を代表し、職務を総括する。

4 副組合長は、組合長を補佐し、組合長が不在のときは、その職務を代行する。

5 事務局長は、組合の事務全般を担当する。事務局長は組合長又は副組合長との兼務も可能とする。

6 監査は、組合の会計検査を担当する。

7 役員任期は3年とする、ただし、再任を妨げない

(事務局)

第10条 事務局は事務局長の所属する団体の所在地に置く。

(総会)

第 11 条 組合の総会は、組合長が組合員を召集し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 組合の解散
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業結果及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他組合の運営に関する重要事項

3 組合長は、議長となり、総会の開催にあたり、必要と認められるときは、組合員以外の者の出席を求めることができる。

4 組合長は、必要があると認めるときは、総会の招集を行わず、書面その他の方法により議決を行うことができる。

5 総会は、2 分の 1 以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会の議事については、事務局が議事録を作成する。

(役員会)

第 12 条 役員会は役員をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

3 役員会の開催は、必要に応じて組合長が招集し開催する。

(役員解任)

第 13 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、組合の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 通常職務上、組合業務に著しく支障の出る場合。

(事業報告書及び決算)

第 14 条 組合長は毎事業年度終了後 2 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 15 条 この組合の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

(補則)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、組合の運営に必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

本規約は、令和 3 年 3 月 2 6 日から施行する。